

## 建築用ガラスの暴風時における飛来物衝突試験



一般財団法人

日本建築総合試験所

JIS R 3109「建築用ガラスの暴風時における飛来物衝突試験方法」では、台風などによる破壊的暴風事象による飛来物の脅威に対する建築用ガラスの耐力を判定することができます。

### 破壊的暴風事象とは

本規格では、台風などに伴って生じる基本風速 30m/s 以上 48m/s 以下の強風と規定されています。なお、基本風速 48m/s を超える暴風は一過性の竜巻が対象と考えられ、竜巻は風圧力の継続時間が短時間となるため、適用範囲外となります。

### 試験の手順

試験は、最初に加撃体衝突試験を行い、次に繰返し圧力载荷試験を行います。

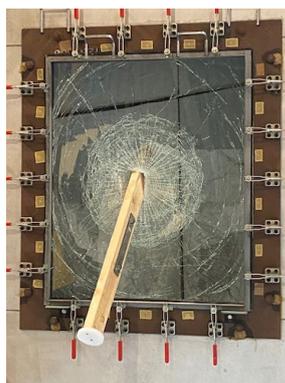
- ・加撃体衝突試験: 加撃体を試験体(ガラス)に衝突させます。
- ・繰返し圧力载荷試験: 加撃体衝突試験後の試験体(ガラス)に圧力差を繰返し载荷します。

### 合否判定

- ・加撃体衝突試験: 加撃体が試験体(ガラス)を貫通又は孔(開口)が生じた場合は不合格。
- ・繰返し圧力载荷試験: 孔(開口)が生じた場合は不合格。

注 1) 貫通とは、試験体(ガラス)の非加撃面に加撃体の一部でも突出すること。

注 2) 孔(開口)とは、試験後の試験体(ガラス)に直径 76mm の球が通る孔、また、長さが 125mm を超える裂け目のこと。

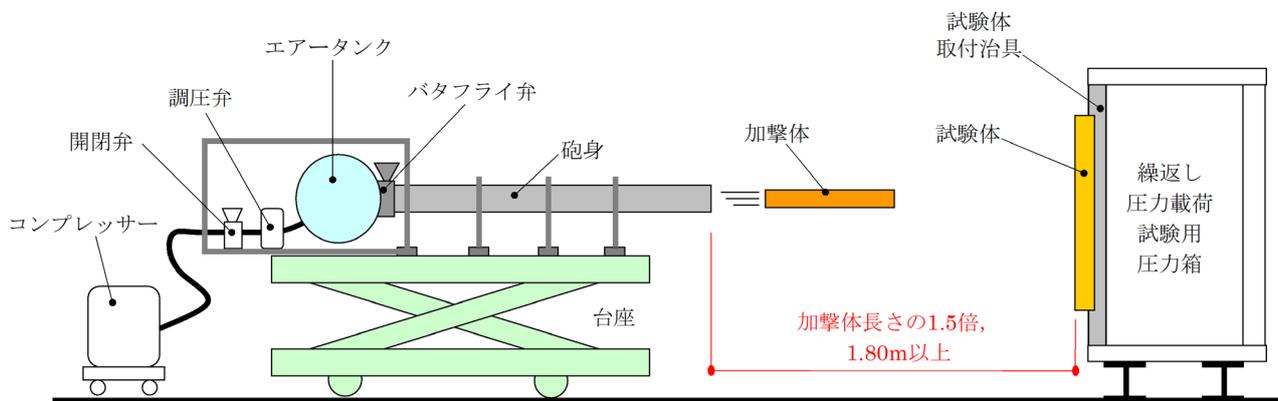


(加撃面)



(非加撃面)

写真 1 加撃体衝突試験での加撃体の貫通状況



【エアークannonシステムによる加撃体衝突試験装置概要】

【関連規格】 JIS R 3109 「建築用ガラスの暴風時における飛来物衝突試験方法」

【試験体】 建築用ガラス

【試験体寸法】 1100mm × 900mm